

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

—平成29年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

東京都において発生した重大な児童虐待で、平成28年度に発生した重大な事例13事例のうち、東京都・区市町村の関与があった2事例を対象として検証

なお、該当事例については、平成29年度から検証を開始していたところであったが、平成30年3月に発生した事例の検証（平成30年11月14日報告書公表）を先行して実施したため、この時期の報告となった。

2 検証方法

検証部会が、直接、関係機関にヒアリングの上検証を実施

なお、検証対象とした2事例のうち、事例2については、産前から養育者である母が居住していた都外自治体の保健機関が中心に関わっていたが、都内に里帰り中に発生した事例であるため、居住地自治体の児童福祉審議会と情報を共有しながら、里帰り先の自治体である東京都における課題を検証した。

3 検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】要支援家庭に対して、地域関係機関の危機感の共有及び転居前後の引継ぎが不十分であった事例（保護者が子どもを家に置いて外出している間に事故が発生した事例）p6～

父母が深夜に本児らを置いて外出し、数時間後に帰宅したところ、浴槽内で本児を発見。救急搬送されたが、重度の障害が残った。本家庭は、本児出産前から、きょうだい定期健康診査未受診・予防接種未接種の状態が続き、また養育環境が不十分であったため、A市の関係機関が関わり長期的に支援していた家庭であった。転居に伴い、B市の関係機関がA市から情報提供を受け、支援をはじめていたところで、事故が発生した。

関係機関：（A市）子供家庭支援センター、保健機関、保育所、小学校、児童相談所
（B市）子供家庭支援センター、保健機関

課題	改善策
<p>【地域のサポートが不可欠な家庭への対応等】</p> <p>○ 日常的に本家庭と関わっていた保育所では、本家庭の状況を適宜、子供家庭支援センターに報告していたが、子供家庭支援センターは、保育所の危機感を十分に拾い上げることができなかった。</p> <p>【児童相談所関与後の対応】</p> <p>○ 児童相談所は、援助終了後の地域の関係機関の支援方法について、相互に確認することを行わなかった。</p> <p>【転居前後の引継ぎ及び転居後の地域の対応】</p> <p>○ 転居に伴い、転居前の子供家庭支援センター及び保健機関は、転居先の機関に本家庭に関する情報提供を行ったが、転居先の子供家庭支援センター及び保健機関は、緊急性が高いとは認識しなかった。</p>	<p>・ 子供家庭支援センターは、要対協ケースの進行管理に当たり、子どもや家庭の生活を一番よく把握している子どもの所属機関などの情報を重視することが必要。いずれかの機関がリスク要因を把握した場合又はハイリスクであると判断した場合には、危機感が最も高いレベルに合わせ、速やかに支援体制を整備することが必要。</p> <p>・ 児童相談所は、援助を終了する際、再び養育環境の悪化や虐待に至らないように、必要に応じて今後各機関が実施すべき具体的な支援方法を提案・助言し、在宅支援サービスの導入を検討することなどが必要。</p> <p>・ 支援していた家庭が転居する場合には、転居前の子供家庭支援センターと保健機関は、現状及びアセスメントを共有し、対応の方向性を整理した上で、それぞれ移管、情報提供を行うことが必要。その際、支援が継続されるよう、隙間のない丁寧な対応を行うことが重要。都は、区市町村に対し、区市町村間の転居時の引継ぎ等について、改めて周知徹底を図ること。</p>

<p>【子どもだけの留守番の危険性】</p> <p>○ 今回の事故は、父母が深夜に小学生以下の子どもたちだけを家に置いて外出している間に発生した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや子育て家庭に関わる各機関は、家庭内であっても事故等が起こる要因が多く潜在していること、それらの危険から子どもを守ることは保護者の責務であることについて、様々な機会を捉えて、改めて保護者等に対して周知していくことが必要。
--	---

【事例2】精神科既往歴のある里帰り中の母に対して、関係機関の支援に課題があった事例 p11～

A県B市（以下「B市」という。）から都内C市の母方実家に里帰り中であった母が、生後2か月の本児と二人きりで在宅している間に、本児の首を絞め、搬送先の病院で本児の死亡が確認された。

本事例は、妊娠期からB市保健機関が主担当機関として母の支援を行っており、里帰り先のC市保健機関は、新生児訪問以降、支援に関わった。事件当時、母は、うつ病による抑うつ状態であった。

関係機関：（B市）保健機関、医療機関、児童相談所
（C市）保健機関、児童相談所

課題	改善策
<p>【保健機関の対応】</p> <p>○ C市保健機関は、母が実家の支援を受けながら本児を養育していたこと、後日電話した際の声が明るく、落ち着いていたこと、里帰り中であることから利用できる子育て支援サービスがないこと、近いうちにB市の自宅に帰る予定であること等から、C市子供家庭支援センターへの情報提供までに至らなかった。</p> <p>【児童相談所の対応】</p> <p>○ 母は、都児童相談所を相談先として、夜間に189に電話をし、不安を訴えた。しかし、都児童相談所は、B市を管轄する児童相談所が対応するとの回答を得たことから、母に相談の意図を確認しないまま対応を引き継ぎ、助言終了とした。</p> <p>【保健機関間、医療機関との連携等】</p> <p>○ 関係機関間で、必要な情報や判断、支援方針等が十分に共有されておらず、いずれの機関も、介入が必要な深刻な状況と捉えないままに対応していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 里帰り先保健機関が母子への支援の必要性や虐待のリスクを把握した場合は、「今、自分たちの管轄内に支援が必要な母子がいる」という高い意識のもと、子どもの安全を第一に考え、速やかに子供家庭支援センターや居住地保健機関と情報を共有し、アプローチを進めることが必要。都及び区市町村は、子育て支援サービスの利用が有効なケースについて、里帰り先自治体であっても利用が可能となるよう、柔軟な制度の運用に努めること。 児童相談所は、里帰り中の母が東京都の児童相談所に電話相談をしたという事実を受け止め、母に折り返し連絡するなど、改めて相談内容を確認することが必要かどうかを組織として検討すること。 各関係機関は、支援を行っていく中で気になる情報等については、数量化できない違和感等も含めて、速やかに主担当機関に伝えるとともに、EPDS等各機関が共通の認識を持てるような指標を活用しながら、今後の支援方針を再検討していくことが必要。